

事例番号:290219

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 31 週 2 日 妊娠糖尿病と診断

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 6 日

昼頃- 持続的な腹部の重い感じを自覚

18:00 自宅で大量の出血あり

18:50 入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 6 日

19:05- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 180 拍/分の頻脈、サインタ
ルパターン様ではあるが非典型的な波形で一過性徐脈の分類にあ
てはまらない一過性の胎児心拍数低下の周期的変動を認める

20:20 頃- 高度遅発一過性徐脈出現

20:52- 基線細変動消失、高度遅発一過性徐脈を繰り返し認める

21:00 人工破膜、血性羊水を認める

21:03 経膈分娩

胎児付属物所見 胎盤に凝血塊の付着あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 6 日

(2) 出生時体重:2514g

- (3) 臍帯血ガス分析(血液の種類は不明): pH 7.109、PCO₂ 53.5mmHg、
PO₂ 14.1mmHg、HCO₃⁻ 16.9mmol/L、
BE -12.7mmol/L
- (4) Apgarスコア: 生後1分3点、生後5分6点
- (5) 新生児蘇生: 人工呼吸(バッグ・マスク)
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症(Sarnat 分類ステージ 2)、
低血糖
- (7) 頭部画像所見:
生後2日 頭部MRIで大脳基底核・視床に信号異常

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分: 診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師: 産科医 1名
看護スタッフ: 助産師 3名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症である
と考える。
- (2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を特定することは困難であるが、妊娠38週6
日の昼頃の可能性がある。
- (4) 出生後の低血糖が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性が高い。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 妊娠中の管理(妊婦健診、検査等)は一般的である。
- (2) 妊娠31週2日に妊娠糖尿病の診断で検査目的の入院としたことは選択肢
のひとつであるが、それ以降の妊娠糖尿病の経過について記載がないこと
は一般的ではない。

2) 分娩経過

- (1) 妊産婦からの出血が多くあるとの電話連絡に対し、経過観察の判断(出血量減少なら来院不要)をしたとすれば、選択されることの少ない対応である。
- (2) 看護スタッフが胎児心拍数異常(子宮収縮時に胎児心拍数 110 拍台/分まで下降)と出血を確認後医師へ報告したことは一般的である。
- (3) 19 時 30 分に医師は内診を行い、常位胎盤早期剥離の可能性があると判断し、妊産婦に説明したことは一般的であるが、精査(超音波断層法、血液検査)せず経過観察としたことは一般的ではない。
- (4) 20 時 20 分の胎児心拍数波形ⅡⅢⅣの状態における医師の判断と対応(内診所見および前回の急速な分娩経過を考慮し、帝王切開の可能性を踏まえて経過観察)は選択肢のひとつである。

3) 新生児経過

- (1) 出生直後の蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) 出生後、経皮的動脈血酸素飽和度を測定したことは一般的であるが、血糖測定を行わなかったとすれば一般的ではない。
- (3) 高次医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 妊娠後半期に性器出血、子宮収縮、下腹部痛と同時に胎児心拍数波形異常が認められた場合、超音波断層法や血液検査を行うことが望まれる。
- (2) 妊産婦から連絡があった際の対応について、緊急事態が予測されるかどうかの判別等を含めて院内でルールを決めることが望まれる。
- (3) 新生児に低血糖のリスク因子がある場合は、出生後に血糖測定を行い、測定値を診療録に記載することが望まれる。
- (4) 妊娠経過中に生じた異常については継続的に管理を行い、その結果を診療録に記載することが望まれる。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因

の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重症の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。